

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成25年12月2日提出

芦屋市長 山 中 健

記

損害賠償の額を定めることについて

処分理由

事故による損害賠償の額を定めることにつき、相手方の損害を早期に解消する必要があり、急施を要したので専決処分したもの。

専決第4号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年10月10日

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

2 事故の概要

平成24年3月6日、市立芦屋病院において実施した左大腿骨頸部骨折に対する人工骨頭置換術後、患肢の固定が不十分であったことにより、左腓骨神経麻痺を呈したものの。

3 損害賠償額 金2,300,000円

参 照

損害賠償の額を定めることについて

1 事故の概要

平成24年3月6日、市立芦屋病院において実施した左大腿骨頸部骨折に対する手術として、人工骨頭置換術を受けた後、患肢の外転枕の固定ベルトが外れていたため、患肢が外旋し、腓骨頭を圧迫したことにより、左腓骨神経麻痺を呈したものの。

2 損害賠償の額 金2,300,000円

内訳

(1) 入通院費等 金1,300,000円

(2) 慰謝料 金1,000,000円

3 損害賠償金の補填

損害賠償金は、全額が保険会社から補填される。